

京都市告示第 251 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 9 月 8 日から平成 21 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成 20 年 9 月 8 日

京都市長 門川 大作

- 1 氏名又は名称 靴のヤマダ
- 2 住 所 京都市南区東九条烏丸町 52-1

(環境局循環型社会推進部まち美化推進課)